

令和2年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和2年 3月 5日 午前10:00

○散 会 午後 2:30

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

5番 鈴木 斌次郎

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	市 民 課 長 菅 生 恵 子
健康推進課長 櫻 庭 輝 雄	上下水道課長 畠 山 修
学校教育課長 山 田 敬 輔	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 児 玉 亮 悦

令和2年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和2年 3月 5日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、5番鈴木斌次郎議員からは欠席の届け出がありましたので、ご報告致します。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本定例会初日、私からの施政方針に先立ち、本市における新型コロナウイルス感染症対策についてご報告をさせていただきました。そのうち、小中学校の卒業式については、保護者の参加を検討するよう教育委員会に要請している旨、お話をしたところであります。

その結果については、新聞報道等でご案内のとおり、本市としては、卒業生、学校職員等のほか、希望する保護者の参加を認めることと致しました。十分な感染症対策を行い、保護者には今が非常時であるという危機意識を持って参加するよう、学校を通じて周知しているところであります。

議員各位におかれましては、本件についてご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式で行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言順序は、7番 鑑 仁志議員、16番 大谷 貞廣議員、11番 伊藤 正吉議員、3番 菅原理恵子議員の順に行います。

それでは、7番 鑑 仁志議員の発言を許します。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。

それでは、私から1点だけについて質問させていただきます。

「就職氷河期世代の支援」の対応についてであります。

バブル崩壊の就職難だった1990年代半ば頃から約10年間の就職氷河期に卒業された、30代半ばから40代半ばの世代である。政府では、昨年12月、就職氷河期世代支援のため、総合的な行動計画を策定しております。今後3年間で、非正規や無職、引きこもり状態にある100万人を集中的に支援するという。30万人を正規雇用に変換させるのが目標であり、都道府県ごとに支援策を取りまとめる「就職氷河期世代支援プラットフォーム」を設ける方針だという。秋田県では、労働局が準備会議の事務局となり、政府の目標30万人のうち本県は3,000人ほどと見通しを示しているが、今後の検討ともしている。総務省の目安は30代半ばから40代半ばと示しているが、秋田県では35歳から54歳に拡大するとの報道である。既に、厚生労働省では正規事務職員を募集し、2月2日に、10人枠に140倍の競争率で終えている。勤務地は厚生労働省本省となり、5月から採用とのことである。加えて、内閣府は昨年12月から募集を始めている。

このように、政府は3年間で650億円の予算を投じて、氷河期世代に光を当てた。秋田県では、羽後町が「経験者枠」として面接、作文、適性検査などを実施。仙北市でも中途採用試験を決定している。我が潟上市ではどのように対処されるのか。毎日を憂い、もがいている方々へのチャンスと考えますが、潟上市としての方針を伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 7番鑑仁志議員の一般質問「就職氷河期世代の支援の対応について」お答え致します。

就職氷河期世代の支援は、鑑議員のご質問にあるとおり、令和元年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」において「就職氷河期世代支援プログラム」が取りまとめられ、政府として3年間の集中的な支援に取り組む方針として打ち出されたものです。この中で、地方公務員に関しては、令和元年10月に総務省から発出された基本方針の趣旨を踏まえ、「各地方公共団体の実情に即し、受験資格の上限年齢の引き上げ、経歴不問の中途採用試験の実施や対象者への一層の周知などに取り組むこと。」とされております。

潟上市におきましては、退職者数等により計画的に募集人数を決め、大学卒業程度や高校卒業程度の区分により、年2回の職員採用試験を実施しております。また、平成30年度からは、各分野における経験者等の人材を広く求めるための社会人経験枠を設け、平成30年度では17人採用のうち3人を、令和元年度では8人採用のうち1人を社会人経

験卒として採用しております。また、社会人経験卒の受験年齢の上限を平成30年度は35歳、令和元年度は40歳に引き上げ、保育士・幼稚園教諭についても年齢の上限を30歳から35歳に引き上げております。

ほかの分野や民間企業等において様々な経験を積んだ社会人経験者については、市民ニーズが多様化している中、地方行政マンとしての即戦力となることが期待されることから、就職氷河期世代の支援の取り組みと併せ、年齢の上限をさらに引き上げた社会人経験卒の試験実施を検討してまいります。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員、再質問ありますか。

○7番（鑑 仁志） ありません。

○議長（西村 武） これをもって7番 鑑 仁志議員の質問を終わります。

次に、16番大谷貞廣議員の発言を許します。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。

通告に従いまして、2項目3点の質問をさせていただきます。

傍聴の皆さん、ご苦勞様です。

それでは、第1点目、障がい者スポーツの支援について。

東京五輪・パラリンピックも間近であります。パラリンピックは、某医師が長年、障がい者雇用に熱心に取り組み、身障者の社会進出のためにスポーツを奨励、その情熱によって、1964年東京パラリンピック大会が実現し、4年おきに継続的に実施されるようになったとあります。2020年東京パラリンピック、日本選手団団長が、パラリンピックは人間の可能性の祭典と思っていると。一人でも多くの方に可能性を認識してもらい、不可能と思っていた無意識の壁を乗り越えてもらいたいと語っております。本市でも障がい者児童が競技に挑戦、最後の選考レースに猛特訓に励んでおります。日常、活動力の原動の大半は、選手個人とコーチ、それに携わる指導者、教育者、職員の善意の支援で賄われている現状であります。

憲法第3章第13条、すべて国民は、個人として尊重されると。第14条、すべての国民は法の下に平等であって、差別されないとあります。潟上市地域福祉計画（第2期）、心のバリアフリーの推進の中で、人権は、すべての人々に平等に尊重され擁護されなければなりませんとあります。

以上の観点から、障がい者スポーツの育成のための支援、方策の考えはないのか、所見を伺います。

次に、部活指導員配置について。

働き方改革の一環であろうが、学校教育で生徒の成長と心身ともに健全な成育と発達を求める部活動、学問であると思います。教員の真摯な取り組みが生徒父兄の共感を呼び、部活動の成果が地域への波及効果と呼び込むものであると考えているが、県教育庁が20年度方針で4市へ新たに部活指導員を配置するとしております。部活動指導が教員の長時間労働の主な要因となっており、外部から指導員を増員することで負担軽減を図る必要経費を計上したと。多くの教員が競技経験のない運動部を指導している状況を改善するための、文科省が17年度に制度化した。文科省が配置校対象に県内2市の調査、指導、日数、時間が前年度対比ほぼ半減したと。県教育庁の昨年10月の調査で、配置効果が一定の成果があったと公表しております。今後の学校現場や市町村のニーズに応じて増員を検討するとしております。

以上の観点から当局の所見を伺います。

県教育庁の配置校と運動部名、指導員の条件があるのかどうか。

本市の3中学校運動部の現状と、指導員配置の検討をしているのか。

宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 16番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目「障がい者スポーツの支援について」お答え致します。

本市では、地域福祉の推進に関する一体的な計画として策定しました「潟上市地域福祉計画」の中で、議員ご指摘のとおり、「心のバリアフリーの推進」を掲げ、あらゆる機会を通して、障がい者等についての正しい知識や情報を提供し、交流の場を設けるなど、互いに理解し偏見や差別をなくす取り組みの充実強化に努めることとしております。また、「潟上市スポーツ推進計画」では、4つの基本方針の1つとして、「誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進」を掲げ、その中で「障がい者スポーツの推進」について明記しております。障がいのある方にとって、スポーツは積極的な自立と社会参加を促進する上で大変重要であると考えております。

本市における具体的な支援として、障がいのある方に気軽にスポーツに親しんでいただけるよう、秋田県障害者スポーツ大会や男鹿潟上南秋地区障害者スポーツ教室等の周知及び参加の取りまとめや申し込み、当日の運営スタッフとして協力支援を行っております。また、障がいの有無にかかわらず、全国規模以上の大会に出場した選手に大会出

場祝い金を支給し、市広報等でその活躍を広く市民の皆様にお知らせするなど、参加者の負担軽減と障がいスポーツの推進、支援を行っております。

今後も、心身の健康の維持・増進、心理的安定、楽しみづくり、仲間づくりや社会参加など、生きがいと潤いのある豊かな社会生活を送れるよう、交流機会の拡充やスポーツ施設の整備、情報発信の充実に努めてまいります。そして、障がいのある方が安心してスポーツに親しみながら、誰もが自分らしく互いの存在が認め合える、共に生きる社会を構築していくために、秋田県、秋田県障がい者スポーツ協会など関係機関と連携し、障がい者スポーツの推進と支援に努めてまいります。

次に、一般質問の2つ目「部活指導員配置について」お答え致します。

大谷議員ご指摘のように、部活動は学校教育の一環として行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との豊かな人間関係を築き、生徒自身が活動を通して達成感を味わい自己肯定感を高めるなど、教育的意義の高い活動であります。一方で、多くの教員が顧問としてかかわっており、教員の長時間勤務の一因となっていると言われるほか、保健体育担当ではなく、かつ担当している部活動の競技経験のない教員が指導している場合が多く、教員の精神的負担になっているという指摘もされているところであります。

こうした状況を背景に、「学校における働き方改革」の一環として部活動指導員が制度化され、秋田県教育委員会では、今年度より、部活動指導員を配置する市町村に対し、国・県が経費の一部を補助する「運動部活動指導員配置事業」を実施しております。

それでは、ご質問の1点目「県教育庁の配置校と運動部名、指導員の条件があるのか」についてお答え致します。

今年度の運動部活動指導員は、秋田市と由利本荘市合わせて21名であります。うち秋田市は市内23校中16校に、由利本荘市は10校中5校にそれぞれ1名ずつ配置しております。種目はバトン部、ボート部、スキー部、ソフトボール部など様々で、いずれも学校で検討して決定したものであります。

指導員の条件であります。指導員に係る規則を整備するのは実施主体である市町村となりますが、県教育委員会では、想定される資格要件として、①20歳以上であること、②公務員でない者、③中学校教員免許を有する者、④公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格を有する者、⑤中央競技団体が認定した指導者資格を有する者、⑥指導する競技に係る専門的な技能・知識を有しており、かつ学校教育に関する十分な

理解を有していると校長が認めた者を挙げております。

ご質問の2点目「本市の3中学校運動部の現状と指導員配置の検討をしているのか」についてお答え致します。

現在、3つの中学校とも運動部と文化部を合わせて約10種類強の部活動がございます。生徒の安全確保と教職員の負担軽減の観点から、複数教員を配置するようにしておりますが、少子化に伴い教員数も減少していることから、配置できない場合も生じております。部活動によっては、教職員のほかに、外部指導員が教職員と連携・協力し、主に技術的な指導のサポートを行っております。

指導員の配置についてであります。本市としましても部活動指導の負担軽減が喫緊の課題であり、そのためには、休養日及び部活動時間の設定と実施の徹底のほか、関係諸団体との協議や外部指導者等の確保が必須と考えております。単独での指導及び大会等への引率を担うことのできない外部指導員とは異なり、教員に代わり運動部活動の指導を行う部活動指導員は、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する学校職員であるため、教職員の多忙化軽減に資するとともに、部活動の質的な向上につながるものと認識しております。ただし、その職務は、実技指導、大会・練習試合等への引率のほか、部活動の管理運営、保護者等への連絡、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等と幅広く、従来の外部指導員よりも責任が増すものであります。

競技の技術指導ができ、スポーツ科学の知識もあり、学校との連携もできる人材の確保と、生徒及び保護者の理解が必要なことから、配置の検討に当たっては十分に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。中学校における部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、今後も引き続き適切な指導と運営に取り組んでまいります。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員、再質問ありますか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 1点目の障がいのスポーツのことについてなんですけれども、今縷々、福祉関係から状態をいろいろ説明していただいております。もうごもっともだと思っておりますけれども、それから家庭ともそういう連携をとってそういうぐあいになる、潟上市の福祉計画もそういうふうになってますよと、それはそうだと思いますけれども、まず1点目として、常々矛盾、まあ世の中矛盾なのは当たり前の話なんですけれども、秋田県知事がこういうことを言ってます。スポーツ立県あきたですよと、そういうことを言っております。それで、今、私話題に挙げてるのは、目前に迫った、コロナの話でいろいろもめてるんですけれども、潟上市の出身の子どもがお二方おりま

す。もしかすればという可能性を含めた生徒が2人います。1人は、みどり学園です。1人は、きらり支援、秋田市の方。これは両校とも県立学園、高等学校と言った方がいいのでしょうか、になっております。みどりの方はサッカーです。もう一人の女の子がいるんですけども、これは男鹿市の方でこれには含みません。きらりの方は教員です。これになっておるんですけども、今最終的にどういうぐあいになるかわからないけれども、1人はオリンピック、1人は全国レベルに達している子どもというか生徒です。現状は、先ほど福祉の関係で施設云々であれこれと言ってあったんですけども、このレベルなれば、施設というのは今の状態にどうかなと、そこら辺どうお考えですか。競技選手。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問にお答えを致します。

そういった障がい者スポーツも健常者スポーツも広くスポーツ、障がいスポーツと、それから競技スポーツっていう面があろうかと思えますけれども、今議員のお尋ねは多分、その障がい者の中で、障がい者の方々の中でタイムを競うですとかそういう全国、そして世界的なレベルで活躍してる様々な、そういった様々な方々を想定して、その練習環境、施設ということでご質問いただいかと思えますので、そのことについてお答えをしたいと思います。

まず、議員のお話にもありました県立の特別支援学校に通っている生徒については、その特別支援学校の中でバリアフリーの保障された練習環境がございますので、そこでできる競技もございますし、それから、お話にもあった競泳ということであれば、これはまた県立の施設であったり、それから民間のコーチの方についてということで、私どももそのお子さんたちお一人お一人がどういう練習環境でその競技に臨まれているかということは承知しており、また、心から応援してるところであります。

潟上市の中でそういった障がい者の方も十分にスポーツを楽しんでいただけるような施設ということでありまして、私どもの潟上市であります公的な施設ということになるかと思いますが、そういった体育施設については、バリアフリー化に鋭意努めてるところでありますけれども、まだそれはそれぞれの競技一つ一つを見れば十分でないところはあるかもしれません。そういったことも一つ一つ見直しながら、できる限りの対応は今しているところでありましてけれども、それはいわゆる障がいスポーツの範疇だと思います。

やはりこう競技スポーツ、日本であったり全世界であったりといった記録を目指している方々には、市内でそういった十分な施設はご準備できない。そういった場合は、やはりそういった施設をご利用されているそのお一人お一人の状況に応じた支援の仕方ということはあるかと思しますので、潟上市である施設についてはバリアフリー化に努めておりますので、ここで今後も支援させていっていただきたいというお答えにさせていただきます。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） どうも、教育長どうも。これは金のかかることなんで、私、今言ってることは非常に無理があるかと思うんですけども、やはり日本全国にね、2014年に障がい者スポーツの推進が明文化されて、スポーツ基本法が変わったわけなんです。それをぼっかけていって、2014年にはパラ選手の強化の管轄が厚生労働省から文科省に移設されたと、こういう記事があるんです。だからあえて私は、バリアとフリーなんです。バリアフリーなんです。何もそれを総括してバリアフリーと言ってるけども、バリアとフリーを、だからフリーでもって何とかこの子ども方、例えば施設がないものですからジプシーなわけですな。点々として動いて歩かねばいけないんですよ。その記録を到達するために、日常。彼の場合は、もうこれまずいんですけども、5歳のときからやってる。もう一方は、もうちょっとでサッカーの全日本の域まで行くところにぎりぎりにいるんです。それも結果的に、健常者のやつは自由にまずあるわけですけども、そういう方々っていうのは、やはり点々として歩くので必ず移動が伴うわけなんです。そうすれば、そここのところに原動力っていう言葉使ってるんですけども、やはり何かしらのやはり資金源が伴う。それで、俺ひっくるめて競技って言うてるんですけども、彼の場合は二、三百万かかっているんですよ、年間ね。そういう、そのほかの。で、本大会は確かに県でも認めてるんですけども、まあ今年から認めただけっていうので上限、大したことない、70万だかってね、そういうことになってるんですよ。これもこれからだよと、そういうことでありましたんですけども、やはり潟上市民で、私は昨日も市長にちょっとこの言葉をわからないよ言ったらこういうことだっていう、私は潟上市民としてやはりこういうお子さんをきちっと言葉だけでなくして、いろいろな面からもサポートしていただきたいと思ってこういうことをご質問させていただいておりますので、教育長ひとつ意のあるとこで、今後ともひとつ宜しくお願いしたいと思います。

その福祉は福祉なりに教育の観点に立ったとこのそういうお子様方、これからもいろ

いろな方々出てきます。私の仲間でもそういう方々がおりますので、これは言われませんが、そういう方々は、いいよと、いいよと、潟上市民だから、そういうことを言ってお父兄からも理解をいただいてやっておりますので、そういう携わる方々の意を縦でなくして横もオール潟上だすな、ワンチームだすな、こういうことでひとつ物事を考えていただきたいなど、で、ございます。

以上です。ひとつ宜しく、以後、以後とも宜しく。何かあったらひとつお答えを。なければいいです。

○議長（西村 武） いいんだすか、答弁。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問というよりはご提言ということだと思いますが、それに関して私の方から少しコメントを述べさせていただきたいと思います。

大谷先生、今おっしゃったとおり、スポーツ基本法が改正され、スポーツ庁ができて、それから、これは東京オリンピック・パラリンピックの招致ということもかかっている、国としても実は、かつては障がい者スポーツは厚生労働省の福祉政策として、そしてスポーツ、その昔は体育と言ったわけですけども、スポーツについては文部科学省の当時はスポーツ青少年局で、それを一元化し、障がい者スポーツも、あまり好きな言葉ではないですが、健常者のスポーツも、一体的にスポーツ庁で管轄するということが決まってまだ日の浅いのはご案内のとおりです。これが都道府県の方に周知され、そして都道府県の方も鋭意努力はされてると思いますが、私どもとしては、市町村としては、またその後にそういったものを取り組んでいくということで、なかなか後追いになってるという感は否めないということは事実だと思っています。ただ、先ほど教育部長から答弁があったとおり、例えば全国規模の大会に出場した場合は、障がいの有無にかかわらず我々としてはそういったご支援はさせていただく。あるいは、我々としては、その障がいのある方のスポーツ、あるいは健常者のスポーツにかかわらず、そういった方が出た場合には、可能な限りの支援はしていくというこのスタンスは、まず確認しておきたいと思います。

現在の日本のスポーツ、これは芸術もそうですが、これは個人の努力にかなり委ねられてる部分があるということはこれは事実です。これは健常者スポーツであっても、それであればトップスポーツの選手たちが当該の出身の市町村、県ですべて練習環境が整っているかという、これは全くそうではありません。ですので、東京のまあそういったスポーツセンターの方に行って、トップスポーツを養成するセンターの方に行っ

て練習をしてるということで、かつては例えば大阪の子が毎週のように東京に通うというその交通費は、全くもう個人負担でありました。現在はそういった部分を改めようとして、そういった子どもをそういったナショナルスポーツセンターのところに転校をさせ住ませ、そして親元とは一定離れるわけですが、そういったトップアスリートの養成ということをジュニアの段階からできるようになったのも、実は最近の話であります。

そういったことで、我々としては気持ちは私は大谷先生と共有してると思っています。それで我々としては何が出来るか。その場合には、我々サポートする場合には、必ず考えねばならないのは公平性ということであります。健常者であろうが障がい者であろうが、そこを公平に我々はどのようにご支援させていただけるかということだと思います。で、我々新たにそういったことを考えるにあたっては、当然議会の皆様と話し合い、意見を交わして、それで何が潟上にとっての子どもたちにとって夢あるスポーツ環境になるかということ、関係団体の皆さんともご意見を賜りながら一つ一つ着実にやってまいりたいと思います。

喫緊、これは仮定の話はできないわけでごさいます、仮にそのような快挙がこの市の子どもがなした場合には、また改めてご相談させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 大谷議員、よろしいですか。

2の質問に対しても。

○16番（大谷貞廣） あります。

○議長（西村 武） どうぞ。じゃあ、大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） ただいま市長から細々な説明、大変ありがたく、私も、せば頑張るにいいなと、そう思っておった次第でございます。

それでは、2部の方の部活指導員の配置に関して。

私、この、私の個人的な見解なんですけれども、世の中変わって、私は鐘の鳴る丘と、仰げば尊しの方の部類ですので、ちょっと現代の方々とは若干ずれがあると思います。だけれども、地域ということはそう簡単に変えないと、これは教育の基本計画の最前提になるものと思っております。

学校の先生っていうのは、私は天職だと思っております。なぜかといえば、今この年なっても学校の先生になりたいっていうのは、高等学校の生徒から大体俺は学校の先

生になりたいって、よし頑張ればいいねが。その中でも最近は、ものすごく厳しい査定というんですか、受けて、中で先生になっておるわけです。その過程において、教職員に採用された場合、どここの学校に配置された場合、必ずこの部活動の経験がないものところにこう、そこへ行くっていうことは顧問じゃない。監督、指導なんです。顧問先生と2名俺の大体わかってる範囲内にはおるんです。それで、この一番問題なのは、経験者、経験がしたことないところへ行くもんだから云々。そうすれば、私は天職って言えば、まあ教育長あたり、今の時代、そんなこと言えるかと怒るかもしれないけども、私はそう感じております。その中でそういう天職の人方がやはり監督になれば、やはり今の何というかプラン、ビジネスサイクルを回してですな。逆算して、どこさピークに持っていくか。せば、どういう計画を立てればいいのか。それをやれば、そんなに時間は長くないんでないかなと、私は今まで試した経験でそう感じてるんです。けども天職である教育長は違うかもしれないけども、そこら辺はどのように、まあ教育長考えるんでなくして、どういうその採用の過程において、どういうその何かいろいろあると思うんですけども、ここら辺はどういうあれなものでしょうか。すみません。これは、県の方になるのか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

小学校、中学校に配置されてる教職員、まず部活動ということですので中学校ですが、この教員が採用されるときに、経験のない、まあ採用されて配置されたときに、経験のない部活動を指導することになるっていうことが一般的にあるわけですが、その教員を採用するときの何か県の方で、県教育委員会の方で配慮があるかというそういうお尋ねであったかと思うのでありますが、私どもはそういった県教育委員会の具体的な採用のところの方針まで私がお聞きしているわけではないので、一般的な私の知識としてお答え致しますが、採用の、今その中学校、小学校の教職員、教員を、教諭を採用するにあたっては、総合的な観点から採用されますので、例えば、ですから一定の部活動の指導に長けているからということで採用条件が優先的になるということは、今はという言葉が適切かわかりませんが、ないと承知しております。ただ、そういった総合的な基準の中に当然どういったスポーツであったり、文化的なことであったり経験があるかっていうことは、きちんとその中に書くことになっておりますので、それについては私どもに権限があることではありませんけれども、応募条件、応募する際にはそういったこ

とを書いて応募するというようなことであるということ、お答えになってるかわかりませんが、申し訳ありません、以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） 質問する大谷も大谷なんだけども、何ですか、この中で文科省が17年度に制度化しましたよと、そういうことがあるんで、その中で採用条件でも変えたんだかなと。私わかってる範囲内の先生は、やはり何も経験してなくたって与えられたものをやはり相当頑張って、やはり、よし、いいなって、やはり学校の先生だなと、そういう方々がいっぱいおるんです。そういう方々もあるものですから、制度化されてもなおこうだとすれば、やはりどうなるのかなと思うんですし、そしてなおかつ今採用する人は学校長の恐らく問診もあるでしょうし、各種の団体の資格を持ってる人でなきゃいけませんよということになれば、だとすれば中体連っていうすか、この部活の問題も、少子化も含めて問題が、小さい問題でなく、相当大きい問題でないかなと思うんです。そういうこともありますので、どうだかなと思ってこれをあえて今回質問にしていることですので、もうちょっと何かこう気合いのかかったようなお話はできないものでしょうか。

ということはね、だとすればね、生徒がかわいそうなんですよ。なんですよ。私の部を、ラグビーのこと言えば、学校教育の一環だからあるんだよと。父兄があんだこうだと言うなって。監督がこうやったからこれに従いなさいって、これやってるんですよ。こうでなければやはり先生ってやつは、俺常々言うんだども、先生ってやつは学校の先生と医者以外は先生でねえって、こういうことを言ってますので、少しもうちょっと俺さ掘り下げた、気合いのかかったことひとつ宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員冒頭、学校の教職員を天職だと言っていただき、本当にありがたいお言葉だと思います。そして今のお話にありましたように、最終的に子どもたちがかわいそうであろうと、それは私どもも本当に真摯に受けとめたい言葉だと思います。

で、システム上、県から市町村に私どもの潟上市立の学校に職員を配置していただき、その配置していただいた職員にできるだけ経験があれば経験のある部活動に、そして今お話のとおり、ほとんどが経験したことの無い部活動を担当することになるという実態であります。そしてそのことについて、県では部活動指導員という、これは議員おっ

しゃるとおり、私たち潟上市で考えても非常にいい制度であります。ただ、先ほど部長から答弁致しましたように、それを潟上で進めるとなると様々な縛りがあって、今、今年やりますというふうには踏み出せませんでしたというようなそういったことの説明をさせていただいたかと思います。ですから、十分これ、大変いい制度ではあるんですけども、子どもたちが自分でやりたいって決めたそのスポーツを3年間取り組んでいくときに、最も今私どもがご準備できる環境というのは何なのかっていうことを学校や県教委等とも情報共有しまして、一番よい環境を毎年毎年準備していく、こういった責務は私どもにあると思いますので、引き続き、部活動指導員についてはまた今後もう少し研究をさせてください。どうしたら、今ある外部コーチの方々との違いがありますので、そういった職員、教職員の負担軽減にもなり、また子どもたちにとってはスポーツに長けた指導のできる方々を配置できるかっていうことは重要な課題と、そういったことは危機意識、課題意識は持っておりますので、もう少し私どもにそれを調査していく時間をいただければなと思います。

繰り返しになりますけれども、議員がご心配していただいている、本当に、まずは子どもたちに部活動というのは教育の課程の中にある重要な子どもたちが育つ場であります。先ほどお話があったように、その場で学んだことっていうのは一生の宝になるはずですよ。そういった部活動の環境を私ども本当に整えていくために、もう少し準備の時間をいただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） ありがとうございます。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） これをもって16番大谷貞廣議員の質問を終わります。

暫時休憩します。時間は11時までですね、11時。11時から始めます。

午前10時49分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私からは通告に従い2点についてお伺いしますので、宜しくお願い致します。

まず1点目ですが、令和2年度予算編成基本方針の内容と今後の市政運営についてで

ございます。

県内の景気も緩やかに回復しているとはいえ、経済状況が先行き不透明です。今後も地方交付税や市税の増加はそんなに見込めないと思います。そんな中で超高齢化社会は待ったなしで、医療、介護、生活保護費などの社会保障費はどんどん増えていきます。それに加え、社会インフラ、公共事業等の新規事業も必要です。また、地球温暖化により台風、豪雨等の自然災害、安心・安全のまちづくり、産業の振興、限られた財源で行財政改革など、問題が山積しています。

今年度の目玉事業として、天王こども園（仮称）と天王市民センター（仮称）の2つの事業がありますが、それにより、令和2年度の市債残高が約197億円、財政調整基金の残高が約6億円となり、経常収支比率も高い数値で推移していくと思います。今後の見通しはどうか、お伺いします。

また、今後、既存施設の老朽化等による「公共施設等総合計画」の実施に向け、さらなる経費の出費が続くと思います。よく「最少の経費で、最大の効果を」と言われておりますが、次の点についてお伺いします。

1つ目、事業内容や事業費を十分に精査されたと思いますが、特にどのような点を目標に予算編成にあたったのか。

2つ目、経費の削減策としては、事業も含めてどのようなことについて検討されたのか。

3つ目、今後、箱物事業、まあハード事業やソフト事業についてどのように考えているのか。

4つ目、財政健全化の確保の対応については。

5つ目、将来を見据えた今後の展望については。

最後に、市長の施政方針の中で、本市の強みである「市民力」を最大限に活かして未来を切り拓いていくとあります。市民一丸となって取り組む姿勢が感じられますが、もう少し具体的に「市民力」についてのお考えをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、新型コロナウイルスの対応についてであります。

毎日のように新聞、テレビのトップニュースで報道されている新型コロナウイルスですが、中国の武漢市において発生し、世界各国に広がり続けている新型コロナウイルスは、日本国内においても、2020年1月15日、武漢市に渡航歴のある肺炎患者からこのウイルスが検出されて以来、クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」でも感染者が

700人を超える異常事態となり、それ以外でも国内で北海道から沖縄県まで感染者が報告され、感染者が2月27日現在で計894人となり、さらに増加し続けております。死亡するという事例も出ております。

新型コロナウイルスは、新たに発見されたSARS（サーズ）CoV-2に感染することによって発症するとしておりますが、まだ明確には解明されてはおりません。感染経路もわからない事例も増加しております。新型コロナウイルスによる肺炎（COVID-19）の拡大防止に向け、秋田県内においても多くの人が集まるイベントの中止、縮小する動きも出てきております。また、感染予防のため、マスクの買い占めが世界的に問題になっており、秋田県内においても薬局などでマスクの品不足が続いております。

そこで思い出されるのが、2009年（平成21年）4月にメキシコで発生し、世界的に流行した流行性の新型インフルエンザA/H1N1の発生でした。私事ですが、異動により健康推進課長に赴任した直後の出来事で、国内で5月に成田空港で初めて確認され、その後感染が拡大し、死亡や重症化された方も多数報告されました。当時、国・県からの要請により、潟上市の当局は秋田県内でいち早く対応し、秋田中央保健所の指導により、また男鹿潟上南秋医師会、特に潟上市内の医師からの最大の協力を得ながら臨時の診療体制を敷き、公民館、保健センターにおいてワクチンの接種を高齢者、心臓疾患、糖尿病、呼吸器疾患、妊婦、乳幼児など重症化や死亡する可能性がある人を優先して、補助金でもってワクチンの投与を平日はもちろん土日なども休日出勤し、不眠不休でマスクミ対応や臨時診療所での仕事を頑張った当時の医師会、保健師、事務職員には頭の下がる思いでした。幸い猛威を振るうことはなく、それにより潟上市においても重症化する患者もいなかったと、当時の記憶がよみがえりました。

そこで、今回の新型コロナウイルス対策について伺います。

- 1つ目、国・県の新型コロナウイルスの現況について。
- 2つ目、国・県からの自治体への指導や対応について。
- 3つ目、潟上市の今後の新型コロナウイルスへの対応について。
- 4つ目、市中感染やパンデミックになったときの対応について。
- 5つ目、市民への周知方法について。

以上について答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの伊藤正吉議員の一般質問の1つ目「令和2年度予算編成

基本方針の内容と今後の市政運営について」お答え致します。

はじめに私から、「市民力」についての考えを質問されておりますので、お答え申し上げます。

定例会初日の施政方針で述べさせていただいたとおり、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化社会の中で今後も行政サービスを維持していくためには、このままではいずれ限界が訪れることは皆さん容易に予想できるところであります。今後のまちづくりは、個人や地域がそれぞれの立場で何ができるのか、その役割を確認し合うことが大切であり、一人一人のまちづくりへの情熱を結集させていくことが「自治」を進める大きな力になると考えております。

平成25年1月に施行した「潟上市自治基本条例」は、地方分権の推進によって地方公共団体の自己決定の権利と自己責任の重さが拡大する中、市民、議会、行政の役割を明らかにし、市民を主体とする自治の基本原則やルールなどを定めたものであります。市民の皆様が、自分たちは何ができるのだろうか、何をやらなければいけないのだろうか、そして我々行政は何をするべきなのだろうか、議会はどうあるべきなのだろうか。そうしたことをみんなで考え、市民自治の意識を醸成していくために、この条例を制定したものと考えております。

施行から7年が経過し、徐々に本条例の主旨が浸透してきていると実感しております。先般は、市内の中学生から、具体的な行政課題に対する提案もありました。これは、今走っているマイタウンバス、なかなかいつバスが来るかわからないから、アプリを導入して、その時刻をスマートフォン等でみんなに知らせたらどうかということでありました。とても貴重な提案であったと捉えています。ただ、その中で述べたのは、お金のこともさることながら、今現在、マイタウンバスに乗っている人は誰なのか。お年寄りであるとか、あるいは学校にスマートフォンを持っていけない学生が中心です。そうなった場合に、この政策は行政としてすぐに採用すべきかどうか、それとも今後の検討課題にするべきかどうか。決して忘れることはないですが、私はもうしばらくお時間をくださいというお返事を書かせていただきました。

本市では、多くの農林漁業者や事業所の経営者の皆様、本業はもとより、様々なまちづくり活動を自発的に行っておられます。施政方針で、市内における好事例を幾つかご紹介させていただきましたが、そのほかにも市民の皆様が潟上のまちづくりに積極的にかかわろうとする動きは多くございます。このように高まってきた「市民力」こそが、

本市における諸課題を克服するための推進力になることを確信してございます。

先般、本日ご報告したとおり、このコロナウイルス感染症の対策の中、卒業式に保護者を参加させるのかどうかということはぎりぎりまで教育委員会等で考えていたところでもあります。その背中を押したのは、まぎれもなく全小中学校のPTA会長さんから連名でいただいた、私と教育長と各学校の校長先生にいただいた、そういった願いであったわけです。それを書面でいただき、私自身、最終的に教育委員会と協議した結果、今日ご報告したとおりの結果となりました。これも私は市民力であると考えております。

さらに、本市には豊かな自然環境や快適な居住環境、また、伝統文化など、魅力的な地域資源も多くあります。ソフトとハード両面で豊かなライフスタイルを享受できることが、市民生活の質の向上、ひいては潟上市民としての誇り、施政方針では「シビックプライド」と申し上げました。「シビックプライド」は最近よくまちづくりで用いられる言葉で、日本にも「郷土愛」という同じような言葉があります。「シビックプライド」は、思いだけにとどまらず、都市のその潟上市の課題解決や活性化といった具体的な行動に取り組む姿勢も含んでございます。そういった意味で、横文字ではありましたが「シビックプライド」という言葉を使わせていただいております。私は、このような「シビックプライド」を今現在でも多くの市民が持っていると思っておりますし、さらにその輪を広げていきながら、まちづくりの基礎的な力として、我々と行政と一緒にまちづくりを進めていただければと願っております。

今後とも議員各位におかれましては、ご支援、ご協力を賜りまして、私のこの答弁を終わらせていただきます。

これ以外の答弁につきましては、副市長及び担当部長よりお答え申し上げます。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） それでは、ここから私からお答えさせていただきます。

ご質問の1点目「特にどのような点を目標に予算編成にあたったのか」と、2点目の「経費の削減策としては、事業も含めてどのようなことについて検討されたのか」については、予算編成に関連する部分でございますので併せてお答え致します。

令和2年度は、本市における最上位計画である潟上市総合計画及び潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となります。重点事業として掲げた事業を確実に実行していくことを目標に、歳出事業費削減計画に基づき事業費を削減するとともに、新規事業を含むすべての事業についてその内容や事業費を精査しております。経費の削減

については、一般財源をいかに削減するかが重要であり、消耗品費や備品購入費は必要最低限とし、職員の時間外勤務手当についても、特殊事情により事務量増加となる場合を除き、これまでの実績を考慮した上で予算額の見直しをしております。また、国・県の補助事業や交付金を活用した事業であっても、一般財源の持ち出しが最小限となるよう事業費を調整しております。

ご質問の3点目「今後、箱物事業やソフト事業についてどのように考えているのか」についてお答え致します。

ハード事業につきましては、これまで、合併特例債などの有利な地方債を最大限に活用し、必要な施設整備を実施してまいりました。今後は、潟上市公共施設等総合管理計画に基づき、原則として当面新規整備はせず、地域の実情に応じた規模の適正化や必要性を十分に考慮し、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい持続可能な公共施設等の維持と統廃合に努めてまいります。

ソフト事業につきましては、人口減少や少子高齢化社会など社会構造の変化から、これまで実施してきました事業をより時代に即した形に見直ししてまいります。その中で事業を縮小または廃止という決断に至った場合には、議会をはじめ市民の皆様にご理解をいただくため鋭意説明に努めたいと存じます。

次に、ご質問の4点目「財政健全化の確保の対応については」と、5点目「将来を見据えた今後の展望については」は、関連がありますので併せてお答え致します。

持続可能な財政運営を行うために平成30年度に策定致しました歳出事業費縮減計画に基づき、歳出の縮減に努めてきております。歳入につきましては、確実に増と見込まれるものがなく、横ばい、もしくは減少するものと推測しておるところでございます。また、令和5年度には公債費のピークとなる見込みであるため、ここ数年は大変厳しい財政状況が続くものと認識しております。

今後は、さらに歳出事業費を抑えるとともに、基金の積み増しや繰上償還に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ご質問の2つ目「新型コロナウイルスの対応について」お答え致します。

ご質問の1点目「国・県の新型コロナウイルスの現状について」であります。

コロナウイルス感染症については、現在、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しております。県内の状況であります。現在のところ感染者はおりません。帰国者・接触者外来を受診し、検査を受けられた方はおりますが、結果はすべて陰性でありました。また、検査を受けられた方が、潟上市民の方であるかは公表されておられません。

ご質問の2点目「国・県からの自治体への指導や対応について」であります。国では、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を示しております。重点事項として、国民・企業・地域等に対する情報提供、国内での感染状況の把握、感染拡大防止策、医療提供体制、水際対策、その他マスクや消毒液等の増産や、円滑な供給を関連事業者等に要請するなどを掲げております。また、県では、国の基本方針を受けて、2月28日に各市町村へ5つの事項を依頼しております。1つ目は住民等に対する情報提供、2つ目はイベント等の開催判断、3つ目は施設等における対応、4つ目は学校の休校に伴う措置、5つ目は感染者が発生した場合の対応であります。

ご質問の3点目「潟上市の今後の新型コロナウイルスへの対応について」であります。本市では2月4日に潟上市新型コロナウイルス感染症対策本部警戒室を設置し、情報の収集、市民への手洗い・せきエチケット等の普及啓発、公共施設への消毒液の設置を行っております。また、市の主催する会議等は、中止または延期と致しました。

さらに、小中学校における対応につきましては、国の通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」及び、秋田県教育委員会の要請「学校の臨時休業措置等について」に基づき、児童生徒の健康・安全を第一に考えて臨時休業の措置をとっております。卒業式につきましては、本日冒頭、市長が申し上げましたとおり、感染防止策を講じた上で、出席者を卒業生、卒業生の保護者、教育委員会、学校職員と在校生のうち最小限の者として実施する予定であります。幼稚園、保育園、こども園につきましては、風邪のような症状がある場合は欠席することと、家庭保育の協力依頼、こまめな手洗いとうがい、アルコール消毒液の設置と消毒の徹底等、感染防止対策を強化の上、通常どおりの開園としております。児童クラブにつきましても同様の対策を実施しながら、日中の受け入れを行っております。

今後、国では状況の進展を見据え、所管する事項について、関係者等に所要の通知を発出するとしており、これに従い適切な対策を講じてまいります。

ご質問の4点目「市中感染やパンデミックになったときの対応について」であります
が、国では新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し、国民生活や経済に及ぼす影響を最
小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法を参考に、必要な法整備を早急に
検討するとしております。新型インフルエンザ等対策特別措置法では、行動計画を作成
することが定められており、本市でも新型インフルエンザ等対策行動計画を平成26年2
月に作成しております。今後、国の法整備により、この行動計画に準じた対策も想定さ
れますが、現段階では、国・県から示される対策を本市として適切に講じていくことと
なります。

ご質問の5点目「市民への周知方法について」であります。現在、感染症対策の周
知では、かたがみ広報、SNS、防災行政無線、飯田川地区では有線放送、自治会、地
区保健会を通しての感染症予防の呼びかけや、相談窓口のご案内をしており、今後も必
要な情報を随時発信してまいります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） ひとつ、予算編成の基本方針の内容と今後の市政運営についてで
ございますけれども、①から⑤までは答えていただいたんですけども、途中のところに、
今後の見通しはどうなるのかということについては答弁なかったと思うんですけども、
この点についてはどうでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの再質問にお答え致します。

先ほど申し上げましたけども、今後、令和5年が公債費のピークというような話をさ
せていただきましたけども、この四、五年は非常に厳しい状況が続くということござ
います。ただし、9月の段階で、私の方から皆様には財政状況の指数を公表させていた
だきました。その中で将来負担比率という項目もあったことをご存じだと思いますが、
その数字で言いますと、まあ危機的な状況が350%に対して、うちの方の数字は50%
台だったはずでございますので、今のところ、将来的には今のところ心配はないと、健
全であるという捉え方をしているところでございますけども、先ほど申し上げましたとお
り、ここ数年は大変厳しい状況が続くんだということ認識しておりますし、今後の対
応としましては、当然のことながら歳入増も進めてまいりたい。そして歳出を抑えてま
いりますし、基金の積み増し等もやっていかなければ、持続可能な財政状況とはならな
いというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 途中の質問の中でも、地方債の残高が約6億円、財政調整基金が約197億円ということで、それは現在、予算ベースの残高なので、当然、決算ベースでいけば繰越金事業が出てくると思うし、また、事業実績に伴う額が決まってくると、またここら辺は大きく変わってくると思いますけれども、財政の状況と、市民のニーズに合った、何ていうかな、市民のニーズにいかに近づけるかというか、満足度ですか、そういう満足度を、その最適なそのところに図れるような行財政運営に努めるべきだと思いますけれども、なかなかこれは難しいことだと思いますけども、そこら辺のところはどのようにお考えか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず先にですね、議員の方からも今お話しありましたけども、基金の取り崩しにつきましては、当然のことながら地財法第7条におきまして、繰越金の2分の1以上につきましては積み立てるか、もしくは繰上償還に回すという決まりもありますし、今まで決算を見ていただければおわかりのとおり、途中の積み増しということは必ずございますので、その辺は今日5,000万円取り崩したらそのままいくということではないということとをまず申し上げたいということでございます。

また、市民のニーズに合わせてということ、そこにつきましては、我々も常々心して予算編成にあたってのわけでございます。そうした中で、限られた財源の中でいかに皆様のニーズに応えていくかということ、かなり苦慮しながら作ってる当初予算であるということをご理解いただきたい、そのように思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ①、②については、③についても、よくわかりました。④の財政の健全化の確保の対応ですけども、先に述べたように、今後、社会保障費とかの経費とか地域活性化のための事業など、そういった課題の対応ということで財政出動が今後ますます増える中で、財政も硬直化が懸念されます。財政の健全化の確保は市政運営の柱だと思いますので、今後取り組むべき重要課題でありますので、財政の指標を見ながら財政運営にあたっていただきたいと思います。これについては、まず答弁よろしいです。

それから、最後の市長の、本市の強みである市民力ですか、その点についてちょっともう一度お聞きします。

行政報告の中でシビックプライドという聞き慣れない言葉を使っておりますけれども、これはちょっと見ましたら、当市に対する市民の誇りを指す言葉であって、郷土愛、郷土愛ってというのは日本語では似たような言葉で、実はこれ何かイギリス、19世紀のイギリスから発生した言葉なようなみたいですがけれども、これは近年、地方議会においてもシビックプライドをめぐる質疑が増加の傾向にあります。ただし、東北・北海道では、まだほとんどこのシビックプライドという質疑等はない状況であります。

それで、この言葉の中で、市長は行政報告の中で3地区の例を挙げて、例えば天王の方であれば追分地区が人口増加してるとか、昭和地区においては若手の経営者が頑張っているとか、飯田川地区においては体験型観光資源づくりに取り組んでいるとか、様々ございますけれども、例えば、このシビックプライドというのは、ほかにも空き店舗とか地域のごみ拾いとかボランティア活動、そういうのも含んでいると思いますけれども、市長がよく言われるワンチームと言われてますけれども、まだまだこの市民力については、このさっき言った事業も始まったばかりですし、まだまだ私は弱いと思います。これからもう一段も二段も上げていかないと、いけば、力強い市民力になると思いますので、そういうふうに頑張りたいと思いますけれども、その辺についてもう一度市長から答弁願います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

まず、最後の方でご指摘があった、ごみ拾いとかボランティアも当然含まれるんじゃないかと。もちろん含まれます。こういったものを広範に、いわゆる言ってみれば市のため、みんなのため、隣の人のため、これも含めてすべてそうでございますし、ただ、そのいわゆる力、力という表現ですから、強いか弱いかっていうことになるわけですが、まあ高いか低いかということもあるかもしれませんが、これはご評価それぞれだと思います。私は、私自身はですね、これは個人的な感想ですが、決して我が市の市民のそういったお力、潜在的な能力、それはまた横文字でポテンシャルなんて言葉使っちゃいましたけれども、それは決して低いものではないのだと思います。ただ、それが今まで、それこそ昭和町、飯田川町、天王町という3町でそれぞれ培われてきた郷土愛、シビックプライド、それぞれあると思うんですが、それが潟上市が誕生して15年、じゃあそれが十分かと、一つの方向性で十分かと言われれば、それはこれからまた徐々に育んでいくものだろうと思っております。ですから、私としてはそれが行政の方から、

こういう力だからこうやってというような、あたかも昔の学校の授業のように、これが正しいからこっちに進めというようなことで育まれる力だとは思いません。それは、ごみ拾いであるとかボランティアをしてるときに、まあ例を挙げれば、それをよかったな、ありがとうという言葉があつて、それが自分の喜びに変わって、それが次の行動の原動力になっていく、そういったことの繰り返し繰り返しは実は全体的な力となっていく、そしてそれが方向性を全部まっすぐ右向けば右というのはかなりそれは異常な社会ですから、いろんな多様なところも認め合いながら、それでも今はこっちの方向を向いていきましょうということをやっていくのが、私はシビックプライドを持つ市民のものがつくる自治のありようだと思っています。ですので、これはかなり理想系に近い話をしておりますが、私は諸先輩の前で僭越ではございますが、政治というのはやはり理想を掲げて、そしてこちらに行きましょうということをするのも政治の役割の大きい一つではないかと考えております。それで大上段に振りかざすようで大変恐縮ではございましたが、シビックプライドなんていう、先ほど伊藤正吉議員の方からも東北・北海道じゃあまり使われてないというのはきちんとお調べいただいたんだと思いますが、実際にただ新潟であるとか富山では、実際にこの言葉を合い言葉にして、今までシャッター街と言われた商店街の活性化であったり、富山で言えば、よく言われる、秋田にも昔ありました路面電車、ああいう公共交通を使いながら、我がまちはレールシティであるということをし合い言葉にしていきながら、できるだけ車を抑えて自分たちの電車を守っていこうじゃないかというような運動が活発になってるという話も聞いております。まあこれはあくまで例でありますけれども、いずれに致しましても、我々行政もその力は、もし伊藤正吉議員のご評価がまだまだということであれば、それは行政もということになりますので、そういった点については重々反省をした上で、皆さんとともにそういった力の醸成に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま市長から市民力についてお話をいただきましたけども、市長のおっしゃりたいことはわかりましたけども、そのまちにあるものをどう生かすかという提言を持つ人がどんどん増えていって、これからですね、そういった意味でも、この市民力が上がれば当然この潟上市にもよくなって発展していくと思いますので、これからもどんどん発信し続けて頑張りたいと思います。

1つ目の質問はこれで終わります。

次に、新型コロナウイルスについてご質問致します。

今日のちょっと新聞を見たんですけども、現在、昨日の3月4日の午後現在で28都道府県に感染されて、感染者が1,035人で1,000人を超えました。また、死者も12人とあります。世界では9万人を超えたということでありまして、1,000人を超えたところは世界では中国はもちろんですけども、韓国、イラン、イタリアと日本のこの国ですけども、このようにウイルス感染が世界に拡大してるということで、WHOの世界保健機関においても世界的に流行してるという認定をされております。そういった意味で、今回いろいろ国・県からの対応について市の方にもいろいろ情報が提供されておるとおもいますが、今現在で私一番ちょっと懸念されているのが、この学校の、中学校、小学校、まあ全国一律に安倍総理が休業の要請をしたということで、当潟上市の小中学校も一斉に休みになったわけですけども、それでそのために子どもさんが休み中に一番心配されるのが、低学年の子どもを持つ、特に共働きとか独り親世帯の児童を抱える親御さんだと思いますけれども、その方々のほとんどかどうかわからないけども、放課後児童クラブに通っているお子さんもたくさんいると思いますけれども、その中でちょっと二、三こう、二、三とか四つ五つちょっとご質問致しますけれども、まずこの学童保育に、例えばそういった新規の要請あった場合、まだ受け入れ体制の余力があるかどうか、まずこれ1点ですね。

それから、この放課後児童クラブは、学校よりも狭くて濃厚接触の機会が多いと思いますけれども、そこら辺の何ていうかな、指導ですね、感染予防のための指導をどのようになされているのか。感染対策、エチケット指導ですね。

それから、例えば増えたことによって、春休みとか夏休み、冬休み体制みたいに、日中も支援員がおちていると思いますけれども、その補充とか、その今の現在の支援員で足りているのかどうか。

それと、学校、まあ狭いところの学童保育の施設であれば、ちょっといろんな問題が出てくると思いますので、学校の協力を得ながら学校の教室とか広いところを借りて、それでできれば教員のお手伝いも得ながら進められないのか。

それから、支援員もフルタイムで対応してるとは思いますけれども、その支援員の体調にも配慮する必要があると思いますけれども、そこら辺のあれですね、方法。

それから、学童施設の中に消毒液とかマスクとかそういった在庫等についても十分確

保できるかどうか、できてるかどうか。そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの臨時休校に伴う児童クラブでの対応について幾つかご質問がありましたので、一つ一つお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に議員もおっしゃったように、私どもも様々な混乱の中でこの対応を進めていく中で最も心配したのが、就労されている保護者のそのご家庭の、その中でも特に小さい低学年のお子さん、それと私どもは特別支援学級に在籍してらっしゃるお子さんたちということが、急に休校になってしまってどのようにお過ごしかということを一に心配致しました。

で、そのことについて今児童クラブに特化したお尋ねでしたので、1つ目、臨時の対応ということですね。児童クラブ、今、普通どおり2日から7時半から開所しております。で、6時半までという、長期休業中と同じようなお預かりをさせていただいております。その中でどれぐらいのニーズがあるのかなと、2日から毎日こうクラブの方からお預かりの状況報告させておりますけれども、どのクラブも大体、初日は六、七割、五、六、七割ぐらい、昨日現在でも4割、5割というふうに少しこう預かりの状況は落ち着いてきているのかなと。このことについては、長期になったので祖父母のところ等々預け先を、保護者の方たちもご自身の就労に合わせて預け先を工夫されていることと、長期休業中もそういうことですので、それに準じてそうかなというふうに分析しております。

それと、2つ目は、これも心配したんですけれども、100%のお子さんがいらしたらやはり濃厚接触ということになりますし、また、1つ目は新規の受付ということでしたね。新規に預け先がないという方たち、すいません、1つ目に戻ります。新規の預け先をご心配される方への対応も幾つか私ども、関係の部局で相談して整えておりました。1つ目には、児童クラブに新規のお預かりを希望される方が出るとはなれないかと想定しましたがけれども、今2つ目のご質問と関連して、これは濃厚接触になるので、今でもなかなか人数が多いので厳しいのではないかと。それで、一つには公的な機関、私どもも潟上市立の児童館であったり、それから国・県からの方針にも示されておりますように、それでも一人一人のお困りに対応して学校を開放するというのも一つの選択肢として当初おりました。それでここについても少し具体的に説明させていただきますけれども、これについては一番そのご家庭の状況を把握しているのは担任であろうと考えて、

各学校に指示、お願いを致しまして、担任等から低学年と先ほど述べました特別支援学級のお子さんについては、一件一件お電話をかけさせていただいて状況をお聞きしております。それぞれのお困りに応じて、どういった施設がありますですか、児童クラブ希望されてもこうなので、このような対応ではいかがでしょうかというようなことで聞き取りをさせていただいた上で、今、昨日現在でこのように児童クラブの新規の預かりをご希望されるということはありません。ですので、1つ目の質問について言うと、児童クラブで新規の対応をしなければならないかは考えましたけれども、それはいたさず、公的機関、あるいは学校ということも考えましたが、本市においては今のところそういったご希望を受けておりません。ただこれについては、あくまでも今、日々刻々動いていますので、どういった状況にもあらゆる場面で対応できるようにいろいろな想定をしてご準備させていただいてるところであります。

それでは、今1つ目について戻ってお話したので、2つ目ですけれども、濃厚接触を心配しましたけれども、それは先ほどお話したような半分程度の状況ということで、ややそれは密度は避けられてるかなと思います。当然そういった濃厚接触するような活動であったりということになるべく避けて、それから消毒等々、手洗い等々、それから、うがい、換気、そういったことは十分に指導員も、臨時のリーダー会を招集しまして、そういった共通理解をした上で各クラブで適切に指導しているものと承知しております。

それから、これも関連するのですけれども、日中そういった……それから、3点目、4点目、そういったことに対応するために学校開放をということで、これは先ほど1点目、2点目と関連してお答えしました。そういったことも想定の中に入れてながら、今対応はしておりますけれども、一般的な開放という意味では今はしておりません。ただ、これに関連して少し補足しますと、今後、例えばこの感染拡大の状況をきちんと見極めながら、子どもたちの命を守ることが最優先ですので、学校に子どもたちが臨時に登校するという点については、現在も既に中学校の今日一般入試の受験日ですけれども、そういった受験票をお渡しするですか、受験前日の確認をするですか、個別の児童生徒の状況に応じては学校の判断で登校するという点も想定の中に入れております。ですから4つ目にお尋ねのあった開放については、これも状況や子どもたちの健康管理をする上で必要であれば、まあ一斉登校ということは今のところ考えておりません。それ個別の学年であったり、あるいは保護者同伴で個々に期間を設けてご来校いただくですか、いろいろな想定をしております。

また、児童クラブのことに戻って体調管理ですけれども、議員がお尋ねのとおり、登園する前の検温ですとか、それからクラブに来てからの体調管理は、今までもそうですけれども、今回特に注意して体調管理に努めております。

それから、最後にマスク等々のということですが、マスクの着用については、今こういった状況ですので、マスクをしなければ児童クラブに来れないということでは非常にお困りでしょうから、そういったことはございませんけれども、そしてこちらで準備して着用させるということはなかなか今難しいですけれども、各ご家庭でご準備いただいて施設ご利用いただいております。あと消毒液等々は、市の担当部局の方から必要な公共施設に配付がございます。なくなれば補充できる体制、児童クラブもそのようになっておりますので、お伝えしておきたいと思っております。

少しく足りないところがあればまたお話ししてください。申し訳ありません。では、ここまでで私の答弁と致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） この学童保育について、もう一点だけちょっと確認したいんですけども、この学童保育に通っていらっしゃる保護者に対して、この感染対策のエチケット等についての指導はなされているのでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

今ご質問いただいたことと、先ほど私が答弁漏れがございましたので、一つそれを、二つお答えしたいと思います。

先ほど議員のお尋ねの3点目は、その指導に係る部分の指導員が足りなくなった場合の補充ということであったかと思っております。その点についてまずお答えしますが、長期休業中は、小中学校の特別支援教育支援員という職種の、今で言うと非常勤職員がございましてけれども、その職員がこちらのクラブの指導員に任用替えをして指導にあたっております。現在もそのような対応をとっておりまして、2月いっぱい学校の方に勤務していた職員に、その2月28日金曜日のうちにいろいろ任用替えにする職員の手はずをしまして、3月2日からはそういった職員が各クラブに漏れなく配置できておりますので、そのことについてお伝えを致します。

それから、今お尋ねをいただきました保護者ですね、保護者への周知ということでございますけれども、これが決定したのが2月28日金曜日でございますので、その日のう

ちにこちらの方で保護者宛ての通知を作成し、そして必ず保護者が帰りお迎えに来てくださいますので、通知を渡すとともに、それぞれの保護者の方々に状況をお伝えし、十分な感染症対策の上にご利用いただくようお願いをしたところでございます。これは毎日お迎えに来て、今もそうですけれども、くださってますので、毎日の状況をお伝えしたり、今日のお子さんの健康状況を情報共有したりと、そういったことは漏れなくやらせていただいております。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 新型インフルエンザの対応の方についてちょっと戻りますけれども、秋田中央保健所管内で例えばPCR、ウイルスの検査の行われてる場所というのはどこなんでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

秋田県内におきましては、PCR検査の遺伝子検査でございますけれども、実施している場所は秋田県健康環境センター、これは秋田駅前の旧成人病医療センター向かいのところでありまして、そこと秋田市保健所の2カ所となっております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 環境センターと秋田市保健所の2カ所ということですが、この間ちょっと新聞の中で、秋田県で56人の方が検査を受けて、すべて陰性だったということの報告がございましたので、この検査、これどういう流れでここまで到達するといふか行ける、検査を受けられますか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回検査の対象となる方でございますけれども、テレビ等でご承知かと思っておりますけれども、感染が疑われる場合につきましては、それぞれの県に設置しております帰国者・接触者相談センター、そちらの方に相談をしていただいて、そこから紹介をされたところで検査を受けるというふうな対応になっておりますけれども、国の方の情報、テレビの情報ですけれども、明日からは各医療保険の対象になるということがございま

して、それぞれのかかりつけ医の方に行った際に医師の判断に応じて検査が受けられるというふうなことになるというふうに聞いておりますので、そういった対応になるというところでございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 時間も近づいてきたので最後ですけれども、現在、国でも総理が、この10日までに第2弾の何かこう対策というか何か発表するみたいなんですけれども、それらの情報について、国・県でも常にこう情報を漏らさず市の方でも感じ取っていただいて、その情報を市民にできるだけ速やかに情報を提供されていただきますことをお願いしまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。傍聴席の皆様、足元の悪い中、お疲れ様でございます。

今日最後の一般質問登壇者となりました。私からは大きく3点にわたり質問させていただきますので、宜しくお願い致します。

大きな1点目、GIGAスクール構想について。2点目、サポカー補助金について。3点目、合併処理浄化槽についてでございます。

それでは、大きな1点目、GIGAスクール構想について。

昨年12月、文部科学省は、「GIGAスクール構想」として、学校ICT環境の抜本的な改善とICTを効果的に活用した、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。特に、子どもたち1人1台のコンピューター端末と、学校の高容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして、当たり前のもので整備していくこととされております。また、昨年6月には「学校教育の情報化の推進に関する法律」が成立し、国や自治体が学校教育の

情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に策定・実施する責務が明確化されております。

今や仕事だけでなく日常生活を含めて、社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前のものでなっております。これからの時代を生きていく子どもたちにとって、ICTは切っても切り離せないものであることは論を特ちません。

今年4月より、小学校から順次全面実施となる新しい学習指導要領でも、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」とされており、ICTを適切に使いこなす力は、今や「読み書きそろばん」と同じ位置付けと言えます。ICTを効果的に使い、学びの中心が子どもたちへとようになっていくことにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたちの学びへの興味・関心を高めることや、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）につながるなど、一人一人の理解度や興味・関心に応じた学びを受けられるようになります。

これからの地域や社会のづくり手となっていくためには、学校のICT化は必須です。国の「GIGAスクール構想」では、子どもたちの1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることとされております。

こういった観点からご質問させていただきます。

①政府は、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務として、1人1台の端末の整備を目指しておりますが、本市では、現在どの程度整備されておりますか。また、1人1台環境の実現計画はいかがでしょうか。

②高速大容量の通信ネットワーク環境整備については、いかがお考えでしょうか。

③先生たちがICTを効果的に活用できるための取り組み方についてはいかがでしょうか。

大きな2点目、サポカー補助金について。

高齢者ドライバーの事故防止に向けた「安全運転サポート車（サポカー）」の普及へ購入費を補助する事業にあたり、約1,139億円が計上されました。サポカーとは、衝突の危険がある場合に自動ブレーキが作動したり、アクセルをブレーキと間違えて踏み込んだ際に急加速を抑える機能を持った自動車です。

警視庁が2月13日に発表した2019年の調査結果によれば、75歳以上の運転者の死亡事故のうち最も多かった人的要因が、ハンドルの操作ミスやペダルの踏み間違いなどの「運転操作の誤り」でした。このうち、「踏み間違い」の割合は、75歳以上が7.8%に上がり、75歳未満の0.6%と比べて13倍の高さです。こうした中、免許を自主返納する人も増えておりますが、仕事や買い物など手放せない高齢者も少なくないのも実情です。

現在販売されている新車の8割以上が、これらの安全性能を標準装備しております。しかし、価格が高いことなどから高齢者の利用が進んでいません。そこで今回のサポカー補助金では、新車や中古車などの違いによって最大10万円までを支給致します。予算額の1,139億円で、約100万台分に相当致します。一方、新車購入はハードルが高いという人も多いことから、手持ちの車への後付け装置の導入支援も対象に加わりました。後付け装置には、検知センサーをもとに急発進を抑えたり、ペダルの踏み間違いを防いだりする製品があります。価格は取り付け費用込みで4万円から20万円。補助金は、検知センサー付きの装置で4万円、センサーなしで2万円です。サポカー補助金の申請受付は3月上旬からの見通しです。新車に限り、時期をさかのぼって、2019年12月23日以降の登録車が対象になります。また、補助金の執行団体は一般社団法人次世代自動車振興センターに決定し、現在、申請手続などの準備を進めております。

全国では、政府の施策を待たずに、高齢者を対象にサポカー補助金制度を独自に実施している自治体もあります。そういった事例を鑑みて、本市でも高齢者ドライバーを守る「サポカー補助金」の活用を積極的に周知していくべきではないでしょうか。ご見解をお伺い致します。

①本市でも独自の補助金制度を設けて、高齢者の安全を守るべきと思いますが、いかがでしょうか。

②政府が予算計上致しました「安全運転サポート車（サポカー）」購入費補助金の活用を周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3点目、合併処理浄化槽への転換について。

公共下水道が通っていない地域で、生活排水の処理に役立つ浄化槽。トイレの汚水だけを扱う「単独処理浄化槽」から、台所や風呂の水などまとめて処理できる「合併処理浄化槽」への転換を促す改正浄化槽法が昨年6月に成立致しました。

単独槽は、1960年代にトイレ水洗化に伴って普及しましたが、し尿以外はそのまま排水されるため、家庭からの出る生活排水の汚れを2割しか除去できず、河川の悪臭や水

質汚濁の原因となっております。このため、2000年に浄化槽法が改正され、単独槽の新設は原則禁止されましたが、約400万基が、2017年度末時点でありませけれども、今なお稼働中です。一方、汚れの除去率が9割に上る合併槽の設置数は約370万基にとどまります。単独槽から合併槽への転換は、費用が高額なこともあり、思うように進んでおりません。

昨年6月に成立した改正法では、老化が著しい単独槽の所有者に対して転換を都道府県が勧告、命令できるよう、権限を強化致しました。政府は、単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行うため、改正法で自治体を後押ししました。

事業の目的としての1点目、全国に約400万基の単独槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として、老朽化し破損している浄化槽が多数残存していることが判明していることから、早急に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。

2点目、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置・保守点検・清掃・法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要があります。

3点目、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、災害に強く早期に復旧できる合併処理浄化槽の整備及び台帳の整備を通じた管理の向上を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資するとして、災害に強い浄化槽の整備等による防災対策の拡充を図る内容を打ち出しました。

本市での合併処理浄化槽事業経営戦略では、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間とし、経営の基本方針等を掲げております。安心・安全に暮らせる快適なまちづくりの中では、単独処理浄化槽を設置している家庭についても合併処理浄化槽への転換を図りますとございますが、本市における合併処理浄化槽事業等の取り組み状況についてお伺い致します。

①政府は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換の推進をしております。本市での合併処理浄化槽事業経営戦略に掲げておりますが、転換事業の進捗度はいかがでしょうか。また、今後の取り組み方はいかがでしょうか。

②浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関等情報を統合・整理した浄化槽台帳システムが整備義務づけられました。策定状況はいかがのでしょうか。

以上、壇上から大きく3点にわたりご質問させていただきます。答弁のほど宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「G I G A スクール構想について」お答え致します。

G I G A スクール構想については、菅原議員ご指摘のように、1人1台端末は令和時代のスタンダードな学校像であるとし、実現のためには全国一律のICT環境整備が急務とされております。構想実現のため、「児童生徒1人1台端末の整備」と「校内通信ネットワークの整備」を一体的に行うための支援として、これらにより充実する学習例としては、「目的等に応じ、インターネットなどにより情報を主体的に収集・整理・分析する調べ学習」や「推敲しながらの長文作成や、写真・動画などを用いた資料などの制作する表現・制作に係る学習」、「外部との連携のほか、離れた場所にいながら多様な考えに触れる機会や、入院中の子どもと教室をつないだ、学びの創出などの遠隔教育」、「様々な情報を活用する場面における情報モラル教育」などが挙げられており、「G I G A スクール構想」の実現により、多様な児童生徒一人一人の資質や能力が一層育成できるものと考えております。

ご質問の1点目「1人1台の端末整備への実現計画は」についてお答え致します。

現在のパソコンなど端末の整備状況は、各小中学校ともパソコン教室に1クラス分（20台から42台）のパソコンを整備しております。さらに中学校には90台ずつ生徒用のタブレットを整備しております。

小学校の端末については、平成30年度、令和元年度の2カ年で更新しております。中学校については、パソコンを平成25年度、タブレットを平成27年度に整備しておりますが、オペレーションシステムのサポート期限が令和5年1月であります。

文部科学省が示している標準的なスケジュールでは、端末整備のための補助事業は令和2年度から令和5年度とされており、今後示される「学習者用コンピュータの標準仕様書」や、現有パソコン等の更新期限を考慮しつつ、補助事業を有効に活用しながら整備することを検討しております。

ご質問の2点目「高速大容量の通信ネットワーク環境整備は」についてお答え致します。

各小中学校には、LAN配線やアクセスポイントなどによりネットワークが整備され

ておりますが、通信速度や通信エリアの面などで、1人1台端末による同時使用や学習方法の変化に対応できないことが想定されるため、国が示す校内LAN整備の標準仕様書など補助事業の要件なども確認しながら、端末の整備と併せて補助事業を有効に活用したネットワーク整備を検討しておるところでございます。

なお、ネットワークの整備については、国が示している標準的なスケジュールでは、令和2年度までを整備期間としておりますので、補助要綱や財源措置などを確認しながら検討を進めることとしております。

ご質問の3点目「先生たちのICT効果的活用の取り組み方は」についてお答え致します。

令和元年12月に文部科学省が策定した「教育の情報化に関する手引」の中には、「教科等の指導におけるICTの活用」や「教師に求められるICT活用指導力等の向上」が盛り込まれております。これらを参考として活用しながら、教職員のICTを活用した学習環境の整備に対する意識の平準化を図り、教育委員会による講習会の開催など指導力の向上に努めながら、教育委員会と学校とが連携し、学校現場でのICTの効果的活用方法を検討してまいります。

○議長（西村 武） 次に、菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 3番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「サポカー補助金について」お答え致します。

ご質問の1点目「本市でも独自の補助金制度を設けて、高齢者の安全を守るべきについて」お答え致します。

サポカー補助金に係る国の補正予算が令和2年1月30日に成立し、経済産業省からは、2月26日付で3月上旬の事業開始、これは補助金の申請受付開始になりますが、これに向けて準備を行っているところであるとの連絡があり、その後、9日月曜日から受付が開始されることになっております。

サポカー補助金は、令和2年3月31日までに満65歳以上となる方を対象とし、対歩行者衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）等安全運転サポート機能が搭載された車や、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入費用の一部を補助するものであります。また、補助金額は、後付けの障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置の場合、取り付け費用約6万円に対して4万円、ペダル踏み間違い急発進抑制装置では、取り付け費用約3万円に対して2万円となっており、国の補助率は6割から7割と高いも

のであります。

全国では、国が補助制度を設ける前から独自の補助制度を実施している団体もありますので、まずは情報を収集して検討してまいります。

ご質問の2点目「安全運転サポート車（サポカー）購入費補助金の活用を周知すべきについて」お答え致します。

安全運転サポート車は、交通事故発生件数、また事故の被害も軽減されるものと期待されております。先ほど申し上げましたとおり、国からは今年2月26日付で情報提供があり、以降、テレビや新聞等でも取り上げられるようになりました。市と致しましても「サポカー補助金」制度の内容を周知するとともに、申請総額が予算額を超過した場合は事業を終了するという事ですので、随時情報提供しながら、補助金の活用を市広報やホームページ等で周知してまいります。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「合併処理浄化槽への転換について」お答え致します。

はじめに、本市では効率的な汚水処理施設整備のため、「潟上市生活排水処理構想」を策定し、集合処理区域では公共下水道事業及び農業集落排水事業で整備し、個別処理区域では合併処理浄化槽事業として整備を進めており、令和元年度末の普及率は97.8%となる見込みでございます。

それでは、ご質問の1点目「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業の進捗状況について」お答え致します。

平成22年度から、公共下水道事業及び農業集落排水事業による整備区域を除いた区域において、生活環境の保全及び公衆衛生の保全を図るため、新たに合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助する個人設置型浄化槽設置整備事業を行っております。この制度は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も補助の対象となっております。また、過去には、市が合併処理浄化槽の設置・維持管理を行い、使用者の方から下水道と同様の使用料金をいただく市設置型の事業も進めておりました。

なお、平成17年度から現在まで、合併処理浄化槽事業における設置基数は120基で、個人設置型31基、市設置型89基であり、このうち単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は3件となっております。

単独処理浄化槽設置者のうちのほとんどが下水道の整備区域に存在しております。下

水道整備区域外の部分に設置している方は10件未満となっております。また、単独浄化槽がほとんど下水道の整備区域に存在することから、今後、汲み取り世帯と同様、単独処理浄化槽の使用者に対しても速やかに下水道に接続していただけるよう、広報等で普及啓発活動を積極的に行い、水洗化率の向上を目指してまいります。

ご質問の2点目「浄化槽台帳システムの策定状況について」お答え致します。

合併処理浄化槽に係る事務は、県から平成25年度に権限移譲を受けており、管理は、その際に譲り受けた簡易的な台帳を使用しております。現在、台帳上では564基の浄化槽が設置されており、そのうち合併処理浄化槽が363基、単独処理浄化槽が201基となっております。この201基のほとんどが下水道の整備区域に存在しているものでございます。

浄化槽台帳システムの整備につきましては、県が主体となって、行政や浄化槽関係者などを構成員とした協議会の発足を予定しており、台帳システムの整備と合わせまして合併浄化槽の普及も併せて進めていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 1つ目のG I G Aスクールの①番なんですけれども、政府は19年度補正予算案に2,318億円を計上致しました。小学校5、6年生と中学1年生の導入を最優先とし、そのほかの学年も23年度までに導入することとしております。導入状況は全国的には4.5人に1台ということでありましたけれども、先ほどの答弁を伺ってれば、本市では2人に1台から1人に1台の整備が進んでいるのかなという状況だったかと思えます。

このICT化するに關しまして、従来の黒板を使った一斉授業では一人一人の理解度に理解に応じた学びが難しい面があります。それでPC1人に1台整備できれば、先ほどの答弁にもありましたように、遠隔教育ができるということもありますし、それぞれの反応を踏まえた授業の創意工夫の幅も広がってまいります。それで学びの質も大いに高められるということにつながっていくと思えますけれども、そうですね、先ほどの答弁にも補助事業を有効に使って整備してまいりたいということでありましたけれども、これ早急に進めていただきたいと思えますが、1人1台に向けてどのような啓発をしていくかということ、導入していくかということにつながっていくと思えますので、その点伺いたいと思えます。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

部長が答弁申し上げましたように、整備につきましては国から示されている標準的なスケジュール、私ども承知しておりまして、令和2年度から令和5年度までということで整備を私どもも進めていきたいと考えておりますが、これはまず今質問の1点目ということですので、一人一人のタブレットということであろうと思いますけれども、2点目とも関連するのですが実は、まずはそういったネットワークを整備した上で、そういった十分活用できる環境を整えた上で、そういったタブレットはしっかりと国のスケジュール、標準的なスケジュールに従って、すべての1年生から中学校3年生までの子どもたちがタブレットを活用した多様な学習ができる、そういった環境を保証するために整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 先ほど2人に1台ぐらい整備されてるのかなと言いましたけれども、これコンピューター室にあるものでございましたので、まだ1人に1台というにはほど遠い現状だと思いますので、スケジュールに合わせて検討したいということでありましたので、この点宜しくお願ひしたいと思います。

②の通信ネットワーク環境整備についてお伺ひしたいと思います。

全国すべての学校での必須額が令和元年度補正予算に計上されております。これは今回限りの補助とも伺っており、一刻も早く対応すべきと考えます。二度とないチャンスを逃がしてはならないと思いますけれども、文科省において補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合の財政措置も掲げております。これは全国的に、ネットワーク環境整備を整えるということ年全国的に申し込みとかそういうのが殺到すると思います。それで、いち早くこれは整えていきたいという思いでもおりますけれども、その点また答弁いただきたいと思ひます。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、ただいまの再質問についてお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、国の方の補正予算ということで、実は、やっと待ちにまった国の補助要綱ができたようで、私どもも先日やっと受け取りました。それにのっとり、今、またとないチャンスということで、このネットワークの構築については令和2年度限り、ということですので、令和2年度の整備を目指して私どもも元年度の補正、

そして2年度の整備ということで議会にもお願いしてまいりたいと考えておりますので、この点についてもご理解いただきたいと思ひます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 要綱に沿って申し込んでいきたいということでありましたので、②番については終わりたいと思ひます。

③番の先生たちのという形で、教える先生たちにも今皆さんICT使ってるので、いらしやらないかとは思ひんですけれども、操作に不慣れな方もいらしやるのではないのでしょうか。それで準備は大丈夫でしょうかという形で再質問していきたいと思ひます。

先生たちを支援するツールとしてICTを効果的に活用することは、教材の研究、作成などの授業準備の効率化や、書類作成や会議を効率的・効果的に実施する可能性もあると思ひます。ICTを効果的に活用するために、4校に1人分が地方財政措置の対応がされているICT支援員の配置ということが載っております。有効な手立てと考えられますけれども、ICT支援員の配置についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、ただいまの再質問についてお答えを致します。

議員これもご指摘のとおり交付税措置ということで、ICT支援員の配置についても私どもに検討の余地はあろうかと思ひます。ただ、いろいろな潟上市なりの実態もございまして、一つには恵まれた環境にあるという点では、県の総合教育センターとの連携をかなり密にやらせていただいておりますので、例えば今年度であればプログラミング教育を、いち早く私どもの市内の学校を使っただけいで研修という機会もございました。そういった、まずは幅広くいろいろな可能性、指導力の向上について、どんなことができるかということ、研修の機会を保証するかということの中に、この選択肢もあろうかと思ひておりますので、その点についてもご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 文科省は昨年12月に、授業へのICT活用を促すための手引を公表し、教職員向けの研修会も開催しております。操作方法などを補ってくれるICT支援員の派遣など、地域の力もお借りしながら学校現場をサポートしていかなければなりません。誰一人取り残すことのない教育現場へ向け、教育委員会だけではなく、本市全

体として考えていくべきことと思います。そういった観点から、ぜひともICT支援員の配置については、財政措置もされておりますので、その辺再度前向きな答弁を市としてどのように考えているか、市長の答弁を求めたいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど教育長が申し上げたとおり、交付税措置もされてるので検討していくということでございまして、ICT支援員、これ文科省が言い出したことは、地域の実情を完全に把握した上で言ってるのかなというところが前職ではありましたが、言って疑問な面もないことはないのです。つまりICT技術が堪能な方の偏在という問題です。例えば東京であればそういった方というのは身近にいらっしゃいますけれども、なかなか秋田、潟上でこういった支援員を受けていただける人材というのを簡単に探せるかということ、なかなか難しいことではないかと思っています。ですから、財政的な交付税措置とかそういうものは十分対応可能だと思うんですが、問題はマッチングの問題でして、それもこの支援員、何とか支援とかかんとか支援とかこういろいろありますけれども、子どもに何かを教えていくのはそのICTの技能が堪能であればできるのかということ、私はできないと思っています。そこはやはり教育現場に対する深い理解と、それから校長先生をもとにした指導体制の中で自分はどういう役割を果たすべきかということ深く認識できる方ではないと、今、文科省の方でも学校の方をチーム学校というふうな呼び方をするんですけども、その一員として生徒を同じ方向性で育てることがなかなか難しいかなと思っています。ただ、私は後ろ向きな答弁をしてるのではなくて、我々としてもその探す努力はしますし、学校の先生方がお一人お一人すべてがICT能力の高い先生であるという認識は持っておりません。ですので、そこは先生方の努力も期待したいところではありますけども、こういった国がする手立てについても活用を十分これからも検討していきたいと思っています。

私に聞かれておりませんが、先ほどのタブレット、ネットワークの件も、まさに同様にございまして、ネットワークについては時限が限られていて緊急にということ、私どももその必要性については十分認識しております。土台がないと幾ら機械があっても動かないということですので。ただしですね、このタブレットということに関して言うと、私どもはこれは市長会等も通して何度も国の方にも要望してるんですが、いずれコ

ンピューターは日進月歩で、またすぐに古くなると。そうすると、その更新費用はということになると、その国の財政措置というのはほぼないに等しいような状況で、それは自治体の責任でおやりくださいという話になる。そうなってくると、我々としてはどうしてもそここのところも考えて検討せざるを得ないというところもございます。いずれにしても、文科省並びにこれはいわば官邸政府主導で補正予算でということがあったんですが、これは議員各位ご承知のとおり、であれば、もう正規の予算としてやっていただければ我々は年度から始まって準備はできるのであります。ですから、ただ補正予算ついたらだめだということではないんですが、そこあたりも我々としてはなかなか使いづらい状況に置かれていながら、両にらみしながらこれ、G I G Aスクール構想やらせていただくということになろうかと思えます。

いずれに致しましても、このICTの必要性というのは深く認識してるところでありますので、教育委員会と一定連携のもと、今後も子どもにとって何が必要かという観点を第一にして整備に努めていきたいと思えます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 市長ありがとうございました。

来年度から小学校での新学習指導要領が全面実施になります。今回の学習指導要領の大きな特徴は、変化の激しい時代を生きる力を育むため、主体的・対話的で深い学びができる授業改善を求めている点です。アクティブラーニングと言われる児童生徒同士がかかわり合い、多様な対話を通して学び合うという形が、今後学校現場で増えていくと思えます。これまでの講義形式の学習中心ではどうしても子どもが受動的になりやすく、自ら問題を見つけ、解決する力を育むという点では課題がありました。児童生徒が掲げた課題に対して、みんなで協力して解決に向けて話し合ったり調べたりする学習変化の激しい時代に必要な生きる力を育むに役立つパソコン1人に1台の環境整備に向けた今後の取り組みに大いにご期待し、1つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

2つ目、サポカーについてでございますけれども、先ほど部長から縷々答弁がございました。アクセルとブレーキの踏み間違いによる高齢者ドライバーの事故が相次いでいることから、政府はサポカー補助金に乗り出しました。政府の施策を待たずして自治体独自でサポカー補助金を行っております。東京都は2019年度、緊急対策として70歳以上を対象に後付け装置の導入費の9割を補助、実施しております。また、日光市でも、こ

れ日光市のホームページから取り寄せたものでございますけれども、日光市でも70歳以上の高齢者に平成31年度から、令和元年度ですね、令和元年度から令和3年度まで、新規登録車両対象に1台5万円を補助。1人につき1台限りで補助を実施しております。経産省主催で宮城県運転免許センターで開催されましたサポカー実感試乗会で体験された高齢者の方たちは、「本当に止まるか心配だったが、安全は評判どおりだ。」「サポカーの補助金が出るなら安全装置をすぐにでも自分の車に付けたい。」また、「サポカーの普及が進めば高齢者の運転事故の減少が期待できますね。」などとの感想を語ったそうです。こういった事例を通して、本市でも様々な理由で免許を自主返納できない高齢者の安全・安心のために、サポカー補助金を幾らかでもいいので実現に向けたご検討について再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

菅原議員からただいまご紹介いただきました。ほかにも私ども独自で、このサポカー補助金導入している自治体については承知しております。いずれも70歳以上の方で、補助率が5割といったようなことで実施されております。

本市、現在行っておりません。で、私先ほど答弁申し上げましたとおり、この後検討してまいるということでもありますけれども、一つには、現状として国の補助金がおおむね先ほどご指摘ございましたとおり、全国で100万台程度、国が見込んでおるといような状況。それから、この補助金が、国の補助金がほかとの二重の補助金を禁止していると、交付要件として国の補助金だけをもらうものに限るといような事業にもなっておりますので、まずは現在国が行っているその補助事業の推移を見守るといことと、県内も含めて、この後周辺自治体の動向を見ながら本市においても検討をしてまいりたい、そのように考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 前向きな検討を宜しくお願い致します。

②サポカー補助金の周知についてでございますけれども、これ先ほど部長からも答弁いただきまして、通告文を提出した次の日にですか、魁さんで新聞に一番特集企画として載っておりました。また、テレビのコマーシャル等でサポカー補助金については耳にしていると思います。それで本市としてもサポカー補助金の周知を随時情報を広報、ホームページで周知していくということでありましたので、この点宜しくお願いして大きな

2点目は終わりたいと思います。

大きな3点目、合併処理浄化槽についてでございますけれども、通告文にて、本市の合併処理浄化槽事業経営戦略について触れておりますので、少々述べさせていただきたいと思います。それで、そこからまた質問もさせていただきたいと思います。

平成28年度から平成37年までの10年間を計画期間として、単独処理浄化槽を設置している家庭についても合併処理浄化槽への転換を図ること。また、安定した事業経営を実現するため、平成31年4月を目標に合併処理浄化槽事業を法定化し、中長期的観点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとされております。この平成31年4月を目標に合併処理浄化槽事業を法的化しということで、これはなされたのでしょうか。その確認を1点させていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

合併処理浄化槽事業は、下水道事業、農業集落事業とともに今年度の4月から法的化をしております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 法的化しているということで、ありがとうございます。計画から約4年が経過しております。進捗度は先ほどお伺いしたいんですけども、ちょっとよくわかりませんでした。本市の合併処理浄化槽事業戦略における計画は、ほぼ順調に進捗しているとの考えでよろしいのでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまの質問にお答え致します。

合併処理浄化槽事業は、下水道の整備区域以外の部分を対象とする事業でございますので、その対象、いわゆる下水道整備区域外に今設置されている浄化槽は10件未満となっておりますので、事業は成果を上げているというふうに捉えてはございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 進んでいると認めるということだったので、これはよしとして、今後の取り組み方についてでございますけれども、老朽化している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換事業等に対して補助金を、県では、ちょっとこれ県に伺ってまい

りました。それで県では、市町村の申請により補助金を活用し転換することを推進していく。さらなる取り組みを進めてまいりたいということでありましたので、これ数少ない件数だとは思いますが、さらなる取り組みについてはいかがお考えなのかお尋ね致します。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

市では今現在も単独浄化槽から合併処理浄化槽に対するいわゆる補助、助成は行ってございます。今回新たな改正になった部分は、宅内配管部分についての助成でございまして、今先ほど県の話がされましたけども、市は逆に県の動向を注視しているような状態でございます、県の判断次第で、その何とというか、制度的に実施するかしないかを判断していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ③の浄化槽台帳システム策定については、県主体となって進めていく予定であります。それに準じて進めてまいりますという答弁でございました。県の担当課によりますと、県がシステムを作成して県に移行されるのが、早くて令和3年度。それを見極めて一定方向性づけをして、それから市に移譲するというような内容でございました。この台帳には、また市単独でシステムを作成して台帳を作成するのもオッケーですということでありました。個人設置型、市設置型、どちらもすべからず対象、台帳に載せていかなければならないということでありましたけれども、この個人設置型、市設置型ということを実態把握しているのか、その点について再度お尋ねしたいと思っております。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

台帳の管理につきましては、私の方で行っておりますけれども、届け出のあったものがその台帳に登載される、あるいは廃止の届け出があれば台帳から削除される、そういった格好になっておりますので、届け出のあったものはしっかり管理できておりますけれども、先ほどの上下水道局長の答弁にありました、下水道の普及率が98%弱となっている中で、単独処理浄化槽が現在台帳上201基あるというような状況を考えますと、廃止の届け出がないものがあるということは想定しております。そういう点では、管理

上、届け出のないものはどうしてもうまく管理できてないという状況にあることもご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 届け出のあったもの、それで廃止になったものは管理していると、それ以外は管理してないっていうことでありました。市単独で浄化槽台帳システムを導入している静岡県富士市は、10年前から導入し、市内にある浄化槽の状況、法定検査の結果などの情報を整理し、一元化しております。市職員が台帳を活用しながら一般家庭を一軒一軒訪ね、合併槽に転換する意義や整備費用の相談に乗り、市独自の補助金制度の説明などを重ねてきたそうです。結果、市の補助金利用実績が毎年100基以上で推移するまでになっているとのことでもあります。また、県内では能代市が、平成17年に県から権限移譲されたときに、P F管の設置を検討した折、業者からシステム台帳も一緒に提案されました。そこで平成21年に導入に至ったということでもあります。設置数、浄化槽の型式、浄化槽設置後の使用の有無、工事の詳細、住宅地図に使用の有無を印づけて見える化をしているそうです。それには市職員が個別訪問し、状況把握しているそうです。能代市では令和元年度58基を予算化して、41基分、現在のところ設置しているとのことでもあります。市単独導入の有無は、そうですね、その前に、先ほど申し上げましたように台帳にはすべからず、個人設置であろうが市設置であろうが、これは載せていかなければいけないという県の指導でありましたので、その点について再度お伺いしたいと思います。その取り組みについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほども申し上げましたとおり、届け出のあったものはきちんと管理できておりますが、菅原議員先ほどご提言ありましたような、職員が実際に現地調査に回るといったようなことはできておりませんので、そういう点では厳しいものがあるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 現状では厳しい。今後すべからず台帳に載せていくための今後の方針はいかがですかというものをお尋ねしましたので、それについて答弁をいただきました。

いと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の法改正によりまして、県の担当レベルとの協議になりますけれども、浄化槽台帳については、先ほども答弁でもありましたように県が主体となって現在整備を進めていくということで調整が進んでおります。で、もう一つには、その台帳整備するにあたって、県、それから浄化槽関係の事業者の団体、そして市町村が入りまして、このための協議会を立ち上げるということを計画しております。この協議会が立ち上がりますと、実際の事業者さんが入ってきます。まあ私たちが実際に各家庭を回るよりも、こちらの事業者さんの方が遥かに実態に即したデータをお持ちですので、そういった方々との協力をしながら、より効率的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3 番菅原議員。

○3 番（菅原理恵子） 答弁にはなっていないと思いますが、すべからず台帳に載せるための行動を今後起こしていただきたいと思いますので、その点宜しくお願ひしたいと思います。

それで市単独の台帳を作成するというようなお考えはございますか。その点についてお伺いします。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

潟上市は平成25年度に浄化槽に関して事務権限移譲を受けております。その際に県から引き継いできた現在の台帳がございますので、当面はこの台帳で管理をしてまいりたいというふうに思っております。また、先ほど菅原議員からもお話しありましたけれども、令和3年度になりますと国の方からこの台帳システムが無料で配付されるという情報があります。潟上市単独で行いますよりも、県としてその一本化されたような台帳の方が、私たちもそうですけれども、業者さんにとっても使いやすいものになるだろうと思っておりますので、そういった機会に全面的に更新をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3 番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 最後ちょっと残念なんですけれども、納得のいく答弁をいただけませんでした。

最後に、今回合併処理浄化槽について一般質問をするにあたり、事業主体は上下水道課、台帳管理・申請手続等は市民課にあるということが私自身初めて知りました。市民目線から使い勝手が悪く、わかりにくいと思いましたので、これぜひ担当課が一本化に向けた取り組みについてどのようにお考えか、これは責任者である市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

すべからく市民目線に立ってその方が合理的であれば、私としてはそうしたいと思っておりますが、上下水道は今、企業会計となっていたり、様々な面で行政的・法務的に、法律的にクリアしなければならない課題もあるかと思っておりますので、その点を市内において検討させていただいた上でやらせていただきたいと思います。

このような事例、一本化することが非常に好ましいということは事実であります。ただ、行政の組織づくり、それから役割分担からいってどうしてもそうせざるを得ない場合に、その違う部署同士がどれだけ情報共有できるかということも我々行政の組織力であると考えておりますので、そういった面も考慮に入れながら、今後このご指摘のあった点については検討させていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ぜひ一本化に向けて検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日3月6日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集のほどお願い致します。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午後 2時29分 散会